

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	古物商等管理ファイル
実施機関の名称	千葉県警察本部長
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部風俗保安課
個人情報ファイル等の利用目的	古物営業法（昭和24年法律第108号）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）及び盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号。以下「金属盗対策法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するため
記録項目	第1 古物商及び古物市場主 1 受理年月日、2 受理警察署、3 許可証番号、4 許可年月日、5 許可の種類、6 被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は居所、電話番号及び本（国）籍、7 行商をしようとする者であるかどうかの別、8 取引にHPを用いるかどうかの別、9 ホームページURL、10 主として取り扱おうとする古物の区分、11 記事（別項目の入力内容の補足説明）、12 代表者等の種別、氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、13 営業所・古物市場の所轄警察署、営業所等所在都道府県、営業所等整理番号、形態、名称、所在地、電話番号、主たる営業所等の別、取り扱う古物の区分及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、14 管理者の氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、15 再交付日、16 再交付理由、17 変更年月日、18 変更区分、19 返納理由の発生日、20 返納理由、21 競り売りの形態、22 競り売り日時、23 競り売り開催場所、24 競り売り開催場所を管轄する警察署、25 自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、26 買受けの申込みを受ける通信手段の種類、27 競り売りの届出に係る記事（別項目の入力内容の補足説明）、28 仮設店舗日時、29 仮設店舗設置場所、30 仮設店舗設置場所を管轄する警察署、31 仮設店舗営業の届出に係る記事（別項目の入力内容の補足説明） 第2 質屋 1 受理年月日、2 受理警察署、3 許可証番号、4 許可年月日、5 被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所及び本（国）籍、6 営業所の名称及び所在地、7 管理者等の種別、氏名、生年月日、住所及び本（国）籍、8 変更年月日、9 変更区分、10 廃業等届出種別、11 廃業（解散・消滅・死亡・取消）日、12 休業期間、13 再交付日 第3 特定金属くず買受業 1 受理年月日、2 受理警察署、3 届出番号等、4 営業開始届出年月日、5 届出者の氏名又は名称、法人等の種

	別、生年月日、住所、電話番号及び本（国）籍、6メールアドレス、7営業所の名称、所轄警察署、所在地、電話番号、金属くずの保管場所の所在地、営業所開設年月日、8古物商許可の有無、9古物商許可の許可証番号、10古物商許可の許可年月日、11記事欄、12代表者等の種別、氏名、生年月日、住所、電話番号、本（国）籍、記事欄、13変更年月日、14変更区分、15廃止届出年月日、16廃止の事由 第4盗品取扱状況登録 1作成所属、2許可の種類、3許可証番号、4許可年月日、5営業所等所在都道府県、6営業所等整理番号、7盗品の取扱状況の整理番号、発見年月日、不正申告の有無、区分別、品名、合計数量、買取額又は貸付額 第5行政処分者 1作成所属、2許可の種類、3許可証番号、4許可年月日、5処分の種類、6聴聞公示日、7処分年月日、8公告年月日、9許可取消日、10処分コード、11処分理由、12記事（別項目の入力内容の補足説明）、13被処分者（被許可者）の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所又は居所及び本（国）籍、14法人代表者の氏名又は名称、生年月日、住所又は居所及び本（国）籍、15欠格事由該当者となる役員等の氏名、生年月日、住所、本（国）籍及び記事（別項目の入力内容の補足説明）、16行政処分の対象となる営業所・古物市場の営業所等所在都道府県、営業所等整理番号、名称、所在地、主たる営業所等の別、所轄警察署及び営業停止期間、17解任勧告を受けた管理者の氏名、生年月日、住所及び本（国）籍、記事（別項目の入力内容の補足説明）
記録範囲	古物商、古物市場主、質屋及び特定金属くず買受業の開始届出をした者古物商、古物市場主及び質屋
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） ①千葉県警察本部総務部広報県民課情報公開・個人情報センター ②千葉県下39警察署の警務課
	（所在地） ①〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号 ② https://www.police.pref.chiba.jp/police_department/index.html （千葉県警察ホームページ）参照
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	第1の6から10及び12から14の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、古物営業法第7条第1項及び第2項並びに古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第5条第3項及び第6項による。

	第2の5から7の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、質屋営業法第4条第2項及び質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）第8条第1項による。 第3の5から7及び12の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、金属盗対策法第3条第2項並びに金属盗対策法施行規則（令和8年国家公安委員会規則第8号）第2条第1項による。	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）千葉県総務部審査情報課 （所在地）〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1南庁舎1階	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	